

新型コロナウイルス感染症対策に関する学生の行動ガイドライン

池坊短期大学

1. 学内での感染症防止対策について

(1)換気の徹底(密閉空間にしない)

- ・教室、実習室などでは、密閉空間にならないよう、こまめな換気を意識してください。
- ・教室入口の扉は常に開放しておいてください。
- ・雨期や夏期になり冷房をかける場合も、換気を意識してください。

(2)近距離での会話や発話等でのマスク使用

- ・マスクは必ず各自で持参し、通学時、授業中など学内外で常に着用するようにしてください。
- ・多人数で密集せず、周囲となるべく距離をとることが基本ですが、近距離での会話や発話が必要な場合は、飛沫を飛ばさないようマスクの着用が必要です。

(3)手洗いの徹底、検温、健康管理

- ・登校時や休憩時には、石鹸と流水による手洗いを励行してください。
- ・アルコール消毒液は、学舎の各入口および各階エレベーターホールに設置しています。
- ・抵抗力が落ちないように睡眠・栄養を充分摂り健康管理をしてください。
- ・毎朝検温した結果を専用用紙に記入のうえ、美心館1階に設置の提出箱に投函してください。

(4)授業時の教室での着席方法

- ・授業時の教室での着席は、教卓前の席を避け、ひとつ置きに座るようにしてください。
- ・一部の授業は、座席を指定するよう義務づけます。

(5)エレベーターの利用について

- ・エレベーターは、密閉・密集・密接の空間になります。利用時は、少人数、会話をしない、向い合せにならないなど、注意してください。

2. 昼食時の注意点について

(1)手洗いの徹底

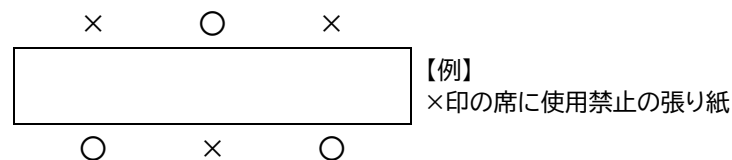
- ・昼食を摂る前に、石鹸と流水による手洗いを行ってください。手を拭くハンカチも忘れず持参してください。

(2) 食事場所の分散化

- ・学内で昼食を摂る際は、以下のルールで、「講義教室」や1階「ラウンジ」を利用してください。
 - ①2講時に授業がある場合は、そのままその教室で昼食を摂ってください。
 - ②実習室での飲食は禁止ですので、ラウンジを利用してください。
 - ③2講時に授業がない場合も、ラウンジを利用してください。
- ・食後のゴミは放置せず、各階にあるゴミ箱に捨て、使用場所を清潔に保ってください。

(3) 「ラウンジ」での着席方法

- ・昼食時は、限られた時間帯に大勢の学生が集中することで、濃厚接触の危険性が高くなります。そのためラウンジでは、着席する際に向い合せや近接にならないよう、一部の席に「使用禁止」の張り紙をし、ひとつ置きに座ることを義務づけています。



- ・飛沫感染を防止するため、食事時の会話は控えめにし、短時間で食事を終えるようにして、席を次の人に譲ってください。
- ・席取りのために事前に荷物等を椅子や机に置くことは禁止します。

(4) 昼食時間の分散化

- ・ラウンジ、オアシスは昼休み時間(12:10～13:00)がいちばん混み合います。昼休み前後に授業が無い等、空き時間がある場合は、時間をずらして昼食を摂るようご協力ください。

3. その他の行動について

(1) 通学以外での外出について

- ・不要不急の外出は自粛してください。自身が無症状や軽症でも、身近な家族や友人に感染を拡大させる可能性があります。
- ・クラブ・同好会等、課外活動は当面の間は禁止とします。

(2) 構内への立ち入りについて

- ・授業や行事が無い期間の構内立ち入りは原則禁止とします。用件がある際は、事前に教職員に連絡をとったうえでお願いします。

4. 感染の疑いがある場合の対応について

(1) 発熱などの症状が出た場合

- ・自宅を出る前に自身の健康状態を確認し、咳、発熱等の症状があれば、無理をせずに自宅待機してください。
- ・かぜ症状や37.5℃以上の発熱が3日以上続いている場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、都道府県ごとに設置されている「専用電話相談窓口」に連絡し、指示に従ってください。

(2)感染が判明した場合、または感染者の濃厚接触者に特定された場合

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患したことが確認された場合は、入院または自宅療養となり、登校することはできません。新型コロナウイルス感染症は「学校保健安全法施行規則第18条」に定める第一種感染症として、出席停止になります。
- ・罹患が判明した場合、まず教学部までご連絡ください。後日(治癒後)、教学部で「欠席届」を受け取り、記入して、速やかに各授業担当者に提出してください。(必要に応じて診断書を添付していただくことがあります。)
- ・感染者の濃厚接触者に特定された場合も、出席停止となり登校することはできません。濃厚接触者に特定された場合の出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とします。

池坊短期大学 教学部

電話番号 075-351-8595 / 受付時間 午前9時00分～午後5時30分(平日)

※土曜・日曜・祝日および4/27(月)～5/6(水)は教学部を閉室しますので、以下にご連絡ください。

池坊短期大学 代表

電話番号 075-351-8581 / 受付時間 午前9時00分～午後5時30分

京都市「新型コロナウイルス感染症 専用電話相談窓口」

電話番号 075-222-3421 / 受付時間 土・日・祝日を含む 24 時間

京都府「新型コロナウイルス感染症 専用電話相談窓口」

電話番号 075-414-4726 / 受付時間 土・日・祝日を含む 24 時間

※京都市・京都府以外にお住まいの方は、各都道府県の新型コロナウイルス感染症対策本部のホームページ等で専用相談窓口をお調べください。

以上